

第7節 公安警備計画

| | | | |
|-----|--------|--|------------------------------|
| 第1項 | 陸上警備対策 | <input type="checkbox"/> 警察 | <input type="checkbox"/> 総括班 |
| 第2項 | 海上警備対策 | <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部) | |

【基本方針】

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市や関係防災機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたることとする。

第1項 陸上警備対策

1. 警察

警察は、災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部等の公安警備計画によるものとする。

(1) 警察の任務

- 1) 情報の収集及び伝達
- 2) 被害実態の把握
- 3) 警戒区域の設定
- 4) 被災者の救出救護
- 5) 行方不明者の搜索
- 6) 被災地、危険箇所等の警戒
- 7) 住民に対する避難指示及び誘導
- 8) 不法事案等の予防及び取締り
- 9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- 10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 11) 民心の安定に必要な広報活動
- 12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、県警察本部等の定めるところによる。

2. 市

市は、被災地での盗難や略奪、火災等の二次災害を防止するため、警察、消防本部(消防団)等と連携し、地域の住民組織による巡回、警備活動を促進する。

第2項 海上警備対策

第七管区海上保安本部(門司海上保安部)は、海上の災害から住民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- 1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- 2) 犯罪の予防、取締り
- 3) 関係機関との情報連絡の強化